

「ひとり親世帯臨時特別給付金」に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
1. 給付金について		
1	「ひとり親世帯臨時特別給付金」とは何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、子育てに対する負担の増加や収入の減少など特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえて、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給するものです。
2	市区町村が独自に実施する、ひとり親世帯を対象とした給付金の支給を既に受けています。この場合、今回、国が実施する臨時特別給付金の支給は受けられませんか。	市区町村が独自に実施する給付金の支給とは別の給付金ですので、支給を受けられます。
2. 対象者について		
3	対象者はどのような人ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童 ・20歳未満の障害をもっている児童等 <p>を監護等しているひとり親（養育者等を含む）で、次に該当する方です。</p> <p><基本給付></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（全部支給停止者は除きます。以下「令和2年6月分児童扶養手当受給者」という。） ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（以下「公的年金給付等受給者」という。） ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（以下「家計急変者」という。） <p><追加給付></p> <ul style="list-style-type: none"> ①や②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方
4	給付金の支給対象者に外国人は含まれますか。	児童扶養手当と同様、国籍にかかわらず、住民基本台帳の登録者を支給対象としており、外国人の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合は対象となります。
5	大学生の子供と中学生の子供がいますが、第2子以降の3万円はもらえますか？	<p>第2子以降の加算対象となるのは、以下の児童等を2人以上監護などする場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童 ・20歳未満の障害をもっている児童等

6	令和2年6月分の児童扶養手当を受給しており、令和2年6月以降に2人目の子どもが生まれたのですが、第2子以降の3万円は支給されますか。	令和2年6月以降に生まれた児童は、令和2年6月分の児童扶養手当の対象とならないため、3万円は支給されません。
7	対象児童が令和2年6月以降に死亡した場合、給付金は支給されますか。	令和2年6月以降に対象児童が死亡した場合についても、 ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方には支給されます。
8	支給対象者（父、母、養育者）が令和2年6月以降に死亡した場合、給付金は支給されますか	支給対象者が監護等していた児童等に支給されることとなります（支給対象者が家計急変者であった場合には、死亡前に給付金の申請を行っていた場合に限りです。）
9	令和2年5月31日以前に児童扶養手当の認定請求を行っていますが、認定保留中です。認定となれば給付金がもらえるか。	令和2年5月31日時点で児童扶養手当の認定が保留されている方で、その後、令和2年6月の手当について認定がなされた場合には、支給要件を満たすこととなり、給付金が支給されます。
10	これまで児童扶養手当の認定請求を行っていませんが、給付金の対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金給付等を受けているため、これまで児童扶養手当の認定請求をしておらず、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額を下回る場合には、公的年金給付等受給者を対象とした基本給付の対象となるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している場合には、追加給付の対象にもなります。 公的年金給付等を受けていない場合には、家計急変者を対象とした給付金の支給要件を満たす場合には、追加給付の対象にもなります。
11	今回の給付金は、生活保護受給世帯には支給されますか。また、生活保護の収入認定はされますか。	基本給付は生活保護の被保護者の方にも支給され、収入認定されない取扱いとなります。 追加給付については、収入が減少した場合にはその分、保護費が増加することとなるため、生活保護の被保護者の方は支給対象になりません。 なお、仮に追加給付が支給された場合には、その全額が収入認定されることとなります。
12	DVを理由に釜石市に避難していますが、住民票を元の住所地から移動していません。現在生活している避難先の釜石市で給付金を申請することは可能ですか。	現在生活している避難先（釜石市）での申請が可能ですので、子ども課子ども福祉係までご相談ください。
3. 「家計急変」の考え方について		
13	新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。	令和2年2月以降で、ひとり親（養育者等を含む。）であった時期の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象となります。

14	児童扶養手当受給者の収入は減少していませんが、扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。	消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象となります。申請書と併せて、該当する扶養義務者の方の収入申立書を提出してください。
15	家計急変者対象の給付金の場合、扶養義務者や扶養家族の数はいつ時点で判断するのですか。	申請時点です。
16	令和2年1月分の給与が令和2年2月に支払われた場合に、2月に支払われた給与で家計急変の判定を行っていただけますか。	令和2年1月分の給与は判定基準にはなりません。
17	申請者と扶養義務者の収入は同じ月の収入で判断するのですか。	基本的に同じ月で判定しますが、特段の事情があれば、それぞれの別の月を設定して判定することも可能です。
18	収入とは具体的にはどのような収入を指しますか。	給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金等収入、養育費となります。
19	賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は、給付金支給要件の判定に含まれますか。	含まれません。
4. 追加給付申請について		
20	追加給付について、児童扶養手当受給者の収入には変動がないが、扶養義務者の収入が減少した場合は対象となりますか。	消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも対象となります。
21	令和2年6月分児童扶養手当受給者を対象とした追加給付は、令和2年6月以降に結婚した場合、支給対象になりますか。	追加給付については、基本給付の支給要件を満たす者を対象に、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少した」旨の申し出に基づき支給することとなりますので、令和2年6月以降に児童扶養手当の受給資格を喪失した場合であっても支給されます。
22	令和2年6月分児童扶養手当受給者を対象とした追加給付は、令和2年6月以降に第1子が生まれた場合、支給対象となりますか。	追加給付については、基本給付の支給要件を満たす者を対象に、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少した」旨の申し出に基づき支給することとなりますので、令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格がない場合には支給対象になりません。
5. 手続きについて		
23	支給を受けるにあたって、申請は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月分児童扶養手当受給者対象の基本給付は申請不要です。 それ以外の方の基本給付と追加給付については申請が必要です。
24	令和2年6月分児童扶養手当受給者対象の基本給付の支給を希望しない場合、手続きは必要ですか。	支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を子ども課子ども福祉係までご提出ください。様式はホームページからダウンロードできます。
25	給付金を申請する際には何を提出すればよいですか。	<p><基本給付></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月分児童扶養手当受給者の方：申請不要です。 公的年金給付等受給者の方、家計急変者に該当する方：申請書、申立書、所得を証明する書類（給与明細書、公的年金証書など）本人確認書類、口座確認書類など。

		<p><追加給付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月分児童扶養手当受給者の方、公的年金給付等受給者の方：申請書（申立書）。 <p>※上記のほかに必要な書類を求める場合があります。ご不明な場合は釜石市役所子ども課子ども福祉係（22-5121）までお問い合わせください。</p>
26	申請書はどこでもらえますか。	窓口（釜石市保健福祉センター2F）または郵送で入手できます。子ども課子ども福祉係（22-5121）までお問い合わせください。順次ホームページにも掲載する予定です。
27	給付金は、どのような流れで支給されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月分児童扶養手当受給者の方対象の基本給付については、申請は不要で、児童扶養手当を受給している口座に振り込まれます。口座の変更などが必要な場合は変更届書をご提出ください。 ・それ以外の給付の支給は、申請後、申請書に記載の口座に振り込まれます。
28	いつ頃支給されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月分児童扶養手当受給者の方対象の給付金は、8月17日（月）に支給予定です。 ・これらの方への追加給付や、公的年金等受給者の方、家計急変者に該当する方対象の給付金は、月末までに申請された方には、翌月中に振込みの手続きを行う予定です。
29	銀行口座を持っていないのですが、給付金はもらえませんか。	やむを得ない事情により口座振込による給付金の受給が難しい場合には、窓口での現金支給等の方法で受給することが可能ですので子ども課子ども福祉係（22-5121）にご相談ください。
30	引っ越した場合には、給付金の手続きはどうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月分児童扶養手当受給者の方は、住所変更届に基づき市区町村間の移管の手続きを行うこととなりますので、5月末までに転居した場合は、転居先の市区町村で給付等の事務を行うこととなります。 ・公的年金給付等受給者の方も、同様に転居先の市区町村で事務を行うこととなります。 ・家計急変者に該当する方は、申請時点の市区町村で事務を行うこととなります。
31	令和2年6月時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給しています。児童の住所地か受給者の住所地かどちらで申請を行えばよいですか。	受給者の住所地の都道府県等から支給されます。